

平成五年通商産業省令第六十六号

計量法関係手数料規則

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十六条並びに計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)第六條第一項ただし書、第七條、第九條第一項、第十條第一項及び別表第五号ハ(二)の規定に基づき、計量法関係手数料規則を次のように制定する。

(旅費の額)

第一条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)以下「施行令」という。第十六条並びに計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)以下「手数料令」という。第七條第一項及び第八條第一項の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)以下「旅費法」という。の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は審査(以下「検査等」という。)のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が三級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

第三条 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫(と)に三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六條第一項の旅費は、四千元として旅費相当額を計算する。

4 経済産業大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(型式の承認に係る手数料の減額)

第四条 手数料令第四條第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、計量法(平成四年法律第五十一号)以下「法」という。第七十一條第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)が添えられた型式(と)に、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額とする。

2 手数料令第四條第一項第二号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる型式(と)に当該各号に定めるところのとおりとする。ただし、構造検定の方法(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七條に規定する構造検定の方法をいう。第二号において同じ。)のうち特定計量器検定検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるもの全部を必要としない型式(別表第一の二第二号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。)については、五万七千七百円とする。

一 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

二 別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であつて、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)と五万七千七百円とを合算した金額を減じた金額

三 前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式 同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額

(基準器検査に係る手数料の額)

第五条 手数料令第五條の経済産業省令で定める額は、別表第二のとおりとする。ただし、法第三條第三項ただし書の規定により同条第二号に適合するかどうかを定める場合であつて、当該申請に係る基準器について基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)に定める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとする。

(燃料油メーターの器具、機械又は装置)

第六条 手数料令別表第四第五号ロ(二)の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、空気分離器とする。

附則

1 この省令は、計量法(平成四年法律第五十一号)の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。
2 計量法に基づく外国製造者に係る特殊容器製造事業の指定申請手数料の額等に関する省令(昭和五十八年通商産業省令第四十四号)は、廃止する。
3 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)附則第三項に規定する基準こうかんについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第一のとおりとする。
4 基準器検査規則附則第五項から第七項までの規定に基づき、基準器検査規則附則第八項各号に掲げるものについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第二のとおりとする。

附則別表第一

基準こうかんのひょう量	一個についての金額
一ト以下	四万四千元
五ト以下	六万六千二百円
十ト以下	八万七千元
十トを超えるとき	八万七千元に、十トまでを増すごとに四千九百元を加えた額

附則別表第二

基準器	一個についての金額
一 長さ基準器	
イ 一級基準直尺	一万三千三百円
ロ 二級基準直尺	一万三千三百円に、一メートルまでを増すごとに三千円を加えた額
全長が一メートル以下のもの	一万千五百円
全長が一メートルを超えるもの	一万千五百円に、一メートルまでを増すごとに二千五百円を加えた額
ハ 二級基準巻尺	一万三千二百円
全長が五メートル以下のもの	一万三千二百円に、五メートルまでを増すごとに四千円を加えた額
全長が五メートルを超えるもの	を同表に掲げる金額
二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が増すごとに、イからハまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
二 質量基準器	
イ 基準懸垂手動ばかり、基準皿手動ばかり、基準振り式指別表第二第二号ロに掲げる金額	
示はかり又は基準手動指示併用ばかり	

ロ	基準環状ばね	ひょう量が二万二千五百円
	ひょう量が二万九千円	
	ひょう量が四万二千六百円	
	ひょう量が五万六千八百円	
	ひょう量が七万五千五百円	
三	体積基準器	八千八百円
イ	ます用基準はさみ尺	千四百五十円
ロ	基準全量ビペット	千四百五十円
ハ	全量フラスコ用基準ビュレット	一万八千二百円
ニ	メスシリンダー用基準ビュレット	一万五千七百円
ホ	乳脂計用基準ビュレット	一万二千四百円
四	速さ基準器	九千四百円
五	熱量基準器	四万二千八百円
六	濃度基準器	別表第二第十三号に掲げる金額
七	電気基準器	
イ	基準電力計	一万千三百円
	端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すことに、三割の額を加算するものとする。	
ロ	一級基準標準電池	四十六万七千円
ハ	一級基準抵抗器	四十五万八千円
イ	照射線量基準器	
イ	基準照射線量計	三十七万千円
	一級である旨の表記のあるもの	三十一万九千円
	二級である旨の表記のあるもの	
ロ	基準照射線量率計	二十八万六千円
	一級である旨の表記のあるもの	二十五万四千四百円
	二級である旨の表記のあるもの	八万三千三百円
ハ	基準ラジウム・ガンマ線源、基準コバルト六十・ガンマ線源又は基準セシウム百三十七・ガンマ線源	
九	織度基準器	千七百五十円
十	振動基準器	別表第二第十二号に掲げる金額
十一	比重基準器	
イ	基準軽ボーム度浮ひょうのうち目量が〇・一軽ボーム度未満のもの	一万千三百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	三千八百五十円

1
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年四月五日通商産業省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日通商産業省令第五九号)
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年二月二四日通商産業省令第一二二号)
この省令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月七日通商産業省令第二八号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2	基準器検査規則の一部を改正する省令 (平成七年通商産業省令第六十四号) 附則第三項の規定により経済産業大臣が行う一級基準分銅の基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、表す質量が二百グラム以下のものについては一個につき三千二百円、表す質量が二百グラムを超えるものについては一個につき七千九百円とする。	
	附 則 (平成十二年三月三一日通商産業省令第九四号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
	附 則 (平成十二年一月六日通商産業省令第二二六号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	
	附 則 (平成十二年一月三一日通商産業省令第二二七号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	
	附 則 (平成十三年三月二二日通商産業省令第三三三号) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
	附 則 (平成十三年三月二八日通商産業省令第一四四号) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
	附 則 (平成十二年五月二二日通商産業省令第二五五号) この省令は、平成十二年六月一日から施行する。	
	附 則 (平成二十九年三月九日通商産業省令第一一四号) この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。	
	附 則 (平成二十九年九月二二日通商産業省令第七二二号) この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。	
	附 則 (平成三〇年三月三〇日通商産業省令第一二二二号) この省令は、公布の日から施行する。	
	附 則 (平成三〇年九月六日通商産業省令第五七七号) この省令は、平成三一年二月一日から施行する。	
	附 則 (令和元年二月二〇日通商産業省令第五三三三号) この省令は、公布の日から施行する。	
	別表第一 (第四条第一項関係)	
	特定計量器	添えられた証明書に係る試験
	一 非自動はかり (ひょう量が1 トン以下のものであつて、検出部が電気式的のものに限る。)	耐久性に係る試験
		一件についての減ずる金額
		五万五千四百円
	2 温湿度の影響に係る試験	十七万五千四百円
	3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	十三万四千円
	4 スパン安定性に係る試験	十四万四千三百円
	5 手数料令別表第四の備考で定める試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験	七万五千五百円
	6 手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験	当該各号に定める金額

第四条第一項に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、四十五万五千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式に

あつては、その試験に係る金額については、五十万七千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。
 中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、二十一万六千七百円とする。
 中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、二十二万七千七百円とする。

二 燃料油メーターのうち、充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつてゐるもの

第四条第一項に定める場合であつて、試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十三万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十八万八千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

別表第一の二(第四条関係)

特定計量器 一件についての金額

一 質量計

イ ひょう量が二トン以下の非自動はかりであつて、検出部が電気式のもの以外のもの

ひょう量が百五十キログラム以下のもの

ひょう量が百五十キログラムを超えるもの

分銅、定量おもり又は定量増おもり

温度計

イ ガラス製温度計(ロに掲げるものを除く。)

ロ ガラス製温度計

ハ 抵抗体温度計

三 皮革面積計

四 量器用尺付タンク

五 密度浮ひょう

イ 耐圧密度浮ひょう

ロ イに掲げるもの以外のもの

六 アネロイド型圧力計

イ アネロイド型圧力計(ロに掲げるものを除く。)

ロ アネロイド型血圧計

(1) 表示機構が電気式のもの

(2) (1)に掲げるもの以外のもの

七 最大需要電力計

八 電力量計

イ 定格電流が五アンペアのもの

ロ イに掲げるもの以外のもの

九 無効電力量計

十 照度計

十一 騒音計

一件についての金額	十五万三千五百円
	十四万七千七百円
	一万四百円
	四万三千三百円
	四万五百円
	二十一万三千三百円
	七千九百円
	四万六千六百円
	一万五千五百円
	一万八千円
	十万六千六百円
	十四万二千元
	十五万五千元
	十五万五千元
	十一万二千二百円
	十五万五千元
	三十八万四千五百円

イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	十六万七千五百円
ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	十七万七千九百円
十二 振動レベル計	二十四万二千四百円
十三 濃度計	
イ ジルコニア式酸素濃度計	十八万三千三百円
ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	二十万八千六百円
ハ 磁気式酸素濃度計	十八万五千九百円
ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	十九万二千二百円
ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計	十九万三千四百円
ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計又は非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	十九万四千八百円
ト 化学発光式窒素酸化物濃度計	十九万五千九百円
チ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	五万六千円
リ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	十万九千五百円
又 酒精密度浮ひょう	一万八千円
ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となつてゐるものにあつては、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から十二万千円を減額するものとする。	
ニからトまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ニからトまでに掲げる金額に一万千円を加算するものとする。	
十四 浮ひょう型比重計	一万八千円

別表第一の三(第四条第二項関係)

特定計量器 試験 一件についての減ずる金額

一 タクシーメーター

1 耐久性に係る試験

2 耐振動性に係る試験

3 温度の影響に係る試験

4 放射無線周波電磁界イミュニティ試験

5 4に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験

6 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件八万二千七百円

試験

7 1から6までに掲げる試験以外の試験

試験

中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十五万三千三百円とする。

二 質量計

イ 非自動はかり

(1) ひょう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のもの

1 耐久性に係る試験

2 温湿度の影響に係る試験

3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験

4 スパン安定性に係る試験

5 放射無線周波電磁界イミュニティ試験

6 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験

試験

試験

試験

試験

試験

一件についての減ずる金額	四万八千三百円
	六万二千元
	十二万六千二百円
	十二万三千三百円
	四万六千六百円
	八万二千七百円
	十四万二千二百円
	十五万三千三百円
	十五万五千四百円
	十七万五千四百円
	十三万四千円
	十四万四千三百円
	十二万三千三百円
	五万四千四百円

全長が五メートルを超えるもの	八万四千九百円に、五メートルまでを増すごとに三千百円を加えた額
二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。	
二 質量基準器（基準分銅のうち、一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	
イ 基準手動天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四十分の一以上のものを除く。）	二万八千五百円
感量が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十分の一以下のもの	一万九千九百円
感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二百分の一を超えるもの	七千八百円
ロ 基準台手動はかり（ひょう量が五トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の二百分の一以上のものを除く。）	
ひょう量が一キログラム以下のもの	四千二百円
ひょう量が十キログラム以下のもの	六千二百円
ひょう量が五十キログラム以下のもの	八千八百円
ひょう量が二百キログラム以下のもの	一万三千三百円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	一万四千九百円
ひょう量が五百キログラムを超えるもの	一万四千九百円に、五百キログラムまでを増すごとに七千四百円を加えた額
ハ 基準直示天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四十分の一以上のものを除く。）	三万二千六百円
感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量。以下このハにおいて同じ。）が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十分の一以下のもの	
感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二百分の一以下のもの	一万三千五百円
感量が一ミリグラムを超え又はひょう量の二百分の一を超えるもの	九千九百円
二 基準分銅（一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	
表示質量が二百グラム以下のもの	九千七百円
表示質量が二百グラムを超えるもの	一万五千六百円
三 温度基準器	
イ 基準ガラス製温度計	
(一) 計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの	一万四百円
(二) (一)に掲げるもの以外のもの	一万七千二百円
四 体積基準器（基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの並びに基準タンクのうち全量が一方メートル未満の液体メーター用基準タンク（最小測定量の二百分の一の量による液面の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が〇・〇二五立方メートル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるものを除く。）	
イ 基準フラスコ	八千三百円
ロ 基準ビュレット	一万九千円
ハ 基準積算体積計	
(一) 基準ガスメーター	
(i) 基準湿式ガスメーター（計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）	四万五千九百円
(ii) 基準湿式ガスメーター以外の基準ガスメーター	二万二百円
使用最大流量が五百立方メートル毎時以下のもの	三万七千七百円
使用最大流量が五百立方メートル毎時を超えるもの	六千五百円
(二) 基準水道メーター	
口径が四十ミリメートル以下のもの	一万六千四百円
口径が四十ミリメートルを超えるもの	六千五百円
(三) 基準燃料油メーター	
口径が四十ミリメートル以下のもの	二万八千八百円
口径が四十ミリメートルを超えるもの	四万五千円
二 基準タンク（全量が一方メートル未満の液体メーター用基準タンク（最小測定量の二百分の一の量による液面の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が〇・〇二五立方メートル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるものを除く。）	
全量が〇・二五立方メートル以下のもの	一万五千四百円
全量が一方メートル以下のもの	四万八千九百円
全量が十立方メートル以下のもの	六万三千七百円
全量が十立方メートルを超えるもの	六万七千三百円
ホ 基準体積管	
(一) ガスメーター用基準体積管	
全量が一方メートル以下のもの	五万四千四百円
全量が一方メートルを超えるもの	七万三千四百円
(二) 液体メーター用基準体積管	
全量が一方メートル以下のもの	五万六千六百円
全量が一方メートルを超えるもの	八万三千八百円
二以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが一増すごとに、二に掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
金額の五割の額を加算するものとする。	
油用の基準タンク又は基準体積管について使用中の油により検査を行うときは、二又はホに掲げる金額の二倍の額とする。	
五 密度基準器	
イ 基準密度浮ひょう	三万四千七百円
ロ 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	二万七千円
六 圧力基準器	
イ 基準液柱型圧力計	六千二百円
二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。	
ロ 基準重錘型圧力計	一万六千九百円

ハ	血圧計用基準圧力計	三十九万七千七百円
七	電気基準器	
イ	基準電流計	一万九千円
ロ	基準電圧計	六千五百円
ハ	基準電圧発生器	二万二千七百円
ニ	基準抵抗器	二万二千二百円
ホ	基準電力量計	
(1)	一級である旨の表記のあるもの	二十五万九千九百円
(2)	二級である旨の表記のあるもの	四万九千六百円
(3)	三級である旨の表記のあるもの	一万四千四百円
	三相のものにあつては、二倍の額とする。	
	イからハまで又はホに掲げる電気基準器で端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すごとに、イからハまで又はホに掲げる金額の三割の額を加算するものとする。	
八	照度基準器	六万二千三百円
九	騒音基準器	八万五千七百円
十	振動基準器	十三万七千二百円
十一	濃度基準器	一万九千二百円
十二	比重基準器	
イ	目量が○・○○一未満のもの又は○・一重ボーメ度未満のもの	三万四千七百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	二万九千二百円
別表第三(第五条関係)		
基準器		
一	基準巻尺	一個についての金額
	全長が五メートル以下のもの	六千七百円
	全長が五メートルを超えるもの	六千七百円に、五メートルまでを増すごとに五百円を加えた額
	二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。	
二	基準分銅(一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。)	
	表す質量が二百グラム以下のもの	三千四百円
	表す質量が二百グラムを超えるもの	四千四百五十円
三	基準ガラス製温度計	
イ	計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの	三千百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	五千六百円
四	体積基準器(基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。)	
イ	基準フラスコ	二千七百円
ロ	基準積算体積計	
(1)	基準ガスメーター	

(i)	基準湿式ガスメーター(計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。)	八千七百円
(i i)	基準湿式ガスメーター以外の基準ガスメーター	七千二百円
	使用最大流量が五百立方メートル毎時以下のもの	九千三百円
	使用最大流量が五百立方メートル毎時を超えるもの	二千五百五十円
(2)	基準水道メーター	
(3)	基準燃料油メーター	
	口径が四十ミリメートル以下のもの	三千百円
	口径が四十ミリメートルを超えるもの	六千七百円
ハ	液体メーター用基準体積管	四千六百五十円
五	密度基準器	
イ	基準密度浮ひよう	四千九百円
ロ	液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計	五千二百円
六	圧力基準器	
イ	基準液柱型圧力計	四千百円
	二以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。	
ロ	基準重錘型圧力計	九千四百円
ハ	血圧計用基準圧力計	二万百円
七	電気基準器	
イ	基準電流計	五千円
ロ	基準電圧計	五千円
ハ	基準電圧発生器	八千七百円
ニ	基準抵抗器	一万七千円
ホ	基準電力量計	
(1)	一級である旨の表記のあるもの	十三万三千六百円
(2)	二級である旨の表記のあるもの	二万五千六百円
(3)	三級である旨の表記のあるもの	七千四百円
	三相のものにあつては、二倍の額とする。	
	イからハまで又はホに掲げる電気基準器で端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すごとに、イからハまで又はホに掲げる金額の三割の額を加算するものとする。	
八	照度基準器	四万二千五百円
九	騒音基準器	一万七千百円
十	振動基準器	十三万六千二百円
十一	濃度基準器	四千九百円
十二	比重基準器	
イ	目量が○・○○一未満のもの又は○・一重ボーメ度未満のもの	四千九百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	四千九百円